

能登町告示第43号

能登町入札監視委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年 9月14日

能登町長 持 木 一 茂

能登町入札監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、能登町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に関し、当町の入札及び契約手続における透明性の確保と公正な競争を促進するため、能登町入札監視委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 町が発注した建設工事（以下「町発注建設工事」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況について町から報告を受けること。
- (2) 町発注建設工事のうち、委員会が抽出したものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定理由及び経緯、指名競争入札に係る指名理由及び経緯、随意契約の理由等についての審議を行うこと。
- (3) 町発注建設工事の入札及び契約手続に関する再苦情の審議を行うこと。
- (4) 町発注建設工事の入札に関して寄せられた談合情報の内容や町の対応状況について町から報告を受け、審議を行うこと。

(委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議、その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

5 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の会議及び運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 第2条第1号、第2号及び第4号の事務に係る会議は、原則として6ヶ月ごとに1回開催するものとし、同条第3号の事務に係る会議は、必要に応じて開催する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とし、会議の議事概要は公表する。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の規定による抽出を、あらかじめ指名した委員に委任することができる。

- 2 前項の規定により委任を受けた委員は、会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第7条 抽出は、別に定める入札方式別発注工事一覧表の中から、入札方式別に無作為の方法によって行う。

(意見の具申又は報告)

第8条 委員会は、次の場合において、町に対して意見の具申を行い、改善等の状況について報告を求めることができる。

- (1) 第2条第1号又は同条第4号の規定による報告において、町発注建設工事の入札及び契約手続の運用状況又は寄せられた談合情報の内容や町の対応状況について、不適切な点若しくは改善すべき点があると認めたとき。
- (2) 第2条第2号又は同条第4号の規定による審議において、審議した対象工事に係る理由及び経緯又は町の対応状況について、不適切な点若しくは改善すべき点があると認めたとき。

- 2 委員会は、前項の規定による意見の具申を行い、又は報告を受けたときは、その内容を公表するものとする。

(再苦情処理)

第9条 委員会は、第2条第3号の規定による審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を町に報告するものとする。

- 2 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第10条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事案の審議に加わるこ

とができない。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、入札執行を所管する課において処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月 1日から施行する。